

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成29年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

【例1】解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

【例2】解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

<設例>

工藤孝之さんと妻の真理子さんは、ともに民間企業に勤務する共働き夫婦であり、真理子さんは現在、第一子を妊娠中である。家族が増えるに当たり、孝之さんと真理子さんはマイホームとして中古マンションの購入を検討しているが、住宅ローンの返済や子どもの教育費について不安を感じている。そこで、今後のライフプランやライフイベントについてFPで税理士でもある杉野さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも平成29年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
工藤 孝之	本人	昭和59年4月13日	33歳	会社員
真理子	妻	昭和59年8月6日	33歳	会社員

[工藤家の年収（平成28年分）]

- ・ 孝之さん：給与収入 450万円（税込み）
- ・ 真理子さん：給与収入 300万円（税込み）

[職歴]

- ・ 孝之さん：大学卒業後、機械専門商社に入社し、今日に至る。
- ・ 真理子さん：大学卒業後、IT関連会社に入社し、今日に至る。育児休業終了後、子どもを保育園に預けて同じ会社で働き続ける予定である。

[住宅取得プラン]

- ・ 現在は賃貸マンションに居住している。
- ・ 2、3年後に物件価格3,000万円程度の中古マンションの購入を検討している。

[保有金融資産（生命保険等を除く）]

残高合計350万円（時価）

名義	金融商品	残高
孝之さん	定期預金	100万円
	上場株式	40万円
	個人向け国債	30万円
真理子さん	定期預金	120万円
	財形貯蓄	60万円

問 1

下記<資料>は、真理子さんの兄の浩二さんが平成29年中に行った上場株式等の取引で生じた譲渡損益、受け取った配当・利子の一覧である。この取引に関する下記の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

金融機関	口座種別	取引月	銘柄	取引状況等	金額（税引前）
T X証券	N I S A口座	6月	S J株式	配当	12,000円
		9月	S J株式	譲渡益	200,000円
	特定口座 (源泉徴収選択口座)	3月	S K株式	配当	10,000円
		4月	S K株式	譲渡損	▲120,000円
		7月	S L社債（特定公社債）	利子	6,000円
	8月	S M株式	譲渡益	110,000円	
T Y証券	一般口座	2月	S N株式	配当	8,000円
		3月	S O外債（特定公社債）	譲渡益	70,000円
		5月	S P株式	譲渡損	▲90,000円

<解答に当たっての留意点>

- ・ 浩二さんはいずれの株式においても大口株主に該当しない。
- ・ 平成29年中に<資料>以外の上場株式等に係る譲渡および上場株式等に係る配当等の対象となる取引はなく、繰越控除の対象となる前年以前の譲渡損失もない。
- ・ 配当はすべて、「株式数比例配分方式」で受け取っている。
- ・ 特定口座内の上場株式や特定公社債については、譲渡損益は取引の都度損益通算が行われ、配当金等は年末に損益通算が行われ、還付金があれば翌年の始めに支払われる。
- ・ 売買手数料と復興特別所得税は考慮せず、株式の配当と債券の利子からは、便宜的に20%（所得税・住民税の合計）の税金が支払時に源泉徴収されるものとする。

- ・ T X証券の特定口座（源泉徴収選択口座）では、口座内で損益通算が行われ、徴収された税額のうち（ア）が還付される。
- ・ T X証券、T Y証券の取引について確定申告を行い、配当・利子について申告分離課税を選択した場合、還付されるのは徴収された税額のうち（イ）である。

1. (ア) 2,000円 (イ) 0円
2. (ア) 2,000円 (イ) 2,800円
3. (ア) 24,000円 (イ) 0円
4. (ア) 24,000円 (イ) 2,800円

問2

孝之さんは、将来の財産形成のため、中断している株式投資を再開しようと思い、基礎から勉強し直すことにした。下記<資料>に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、(ア)の解答に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

<資料>

日経平均株価(225種)	19521円59銭(－68円55銭)	騰落率＝－0.349%	17日																		
東証株価指数(TOPIX)	1565.85 (－6.84)	騰落率＝－0.434%	東証1部																		
売買代金	2459541百万円	(+300505百万円)																			
売買高	201361万株	(+21710万株)																			
売買単価	1221.4円																				
売買高上位10銘柄の占有率	30.2%																				
<table border="0"> <tr> <td>上場銘柄数</td> <td>2006</td> <td>値上がり</td> <td>742</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売買成立</td> <td>2006</td> <td>値下がり</td> <td>1116</td> <td>変わらず</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>新値株(昨年来)</td> <td>高値</td> <td>118</td> <td>安値</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>				上場銘柄数	2006	値上がり	742			売買成立	2006	値下がり	1116	変わらず	148	新値株(昨年来)	高値	118	安値	1	
上場銘柄数	2006	値上がり		742																	
売買成立	2006	値下がり		1116	変わらず	148															
新値株(昨年来)	高値	118		安値	1																
騰落レシオ(25日移動平均)	114.63%																				
時価総額	5888697億円	(－24073億円)																			
普通株式数(百万株)	380580	1株当たり時価(円)	1547.29																		

株式市場の投資指標

(P E Rと配当利回りの太字は予想、カッコ内は前
期基準、P B Rは四半期末基準、連結ベース)

	P E R		P B R		配当利回り(%)	
	(倍)	(倍)	(倍)	(倍)	単純平均	加重平均
日経平均採用銘柄	16.13 (17.37)	1.30	1.58 (1.57)			
J P X日経400採用銘柄	15.98 (16.53)	1.43	1.52 (1.50)			
東証1部全銘柄	17.06 (18.46)	1.30	1.63 (1.61)	1.91 (1.86)		
東証2部全銘柄	23.59 (97.41)	1.38	1.66 (1.64)	1.12 (1.07)		
ジャスダック全銘柄	18.21 (23.85)	1.32	1.63 (1.61)			
株式益回り(東証1部全銘柄)				予想	5.85%	
				前期基準	5.41%	

日経平均株価

(出所) いずれも「日本経済新聞」2017年3月18日(土)朝刊


- (ア) この日のNT倍率は、12.47倍であった。
- (イ) この日の東京証券取引所市場第2部全銘柄の株価純資産倍率は、JPX日経400採用銘柄の株価純資産倍率より高い。
- (ウ) この日の東京証券取引所市場第1部全銘柄のうち、昨年来安値をつけた銘柄はなかった。
- (エ) この日の日経平均株価の動きを日足のローソク足でチャートにする場合、ローソク足は陰線になる。

問3

真理子さんは、現在自分が加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容を確認することにした。次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しており、真理子さんは＜資料＞の保険から保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、免責事項に該当する事由はなく、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

- ・ 真理子さんが2017年10月に初めてガン（乳ガン・悪性新生物）と診断され、8日間入院し、約款所定の手術（給付倍率40倍）を受け、退院後20日間通院した場合、支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 真理子さんが2017年10月に糖尿病で30日間入院し、退院後20日目に同じ病気で34日間入院した場合（いずれも手術は受けていない）、支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 真理子さんが2017年10月に交通事故により6日間入院し（手術は受けていない）、その後死亡した場合、支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

＜資料1／保険証券1＞

保険証券記号番号 (〇〇〇) △△△△△		保険種類 ガン保険 (愛称 *****)	
保険契約者	工藤 真理子 様	保険契約者印	◇契約日 (保険期間の始期) 2007年 (平成19年) 12月3日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 終身払込
被保険者	工藤 真理子 様 契約年齢23歳 昭和59年8月6日生まれ 女性		
受取人	(給付金) 被保険者 様 (死亡給付金) 工藤 孝之 様 (夫)		
◆ご契約内容		◆お払い込みいただく合計保険料	
主契約 [本人型]	ガン診断給付金 初めて診断されたとき	50万円	毎回 ×,×××円
	ガン入院給付金 1日目から	日額 15,000円	
	ガン通院給付金	日額 5,000円	
	ガン手術給付金 1回につき	20万円	
	死亡給付金 (ガンによる死亡)	10万円	
死亡給付金 (ガン以外による死亡)	5万円	[保険料払込方法] 月払い	


<資料2 / 保険証券2 >

保険種類 医療保険

契約日 (保険期間の始期)

証券番号 **** * * * * *

2014年 (平成26年) 10月1日

保険契約者	工藤 真理子 様	
被保険者	工藤 真理子 様 契約年齢 30歳 昭和59年8月6日生まれ 女性	
受取人	(給付金) 被保険者 様 (死亡保険金) 工藤 孝之 様 (続柄 夫) 受取割合 10割	
指定代理請求人	工藤 孝之 様 (続柄 夫)	

◇保障内容

入院給付金	日額 5,000円 * 病気やケガで1日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて1日目から支払います。 * 同一事由の1回の入院給付金支払い限度は60日、通算して1,000日です。 * 180日以内に同一事由で再度入院した場合は1回の入院とみなします。
手術給付金	給付金額 入院給付金日額×10・20・40倍 * 所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて (入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)、手術給付金を支払います。
通院給付金	日額 3,000円 * 病気やケガで1日以上継続入院後、入院と同一事由で通院したとき、通院給付金を支払います。 * 同一事由の1回の通院給付金支払い限度は30日、通算して700日です。
女性疾病入院給付金	日額 5,000円 * 所定の女性特有の病気で1日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて1日目から支払います。 * 同一事由の1回の入院給付金支払い限度は60日、通算して1,000日です。 * 180日以内に同一事由で再度入院した場合は1回の入院とみなします。
死亡・高度障害保険金	保険金額 100万円 * 死亡されたとき、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当されたときに死亡・高度障害保険金を支払います。
災害死亡保険金	保険金額 200万円 * 責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときに、災害死亡保険金を支払います。 * 災害死亡保険金が支払われた場合には、死亡・高度障害保険金はお支払いしません。

◇保険期間・保険料

保険期間	終身
保険料払込期間	終身

保険料	毎月*,** *円
保険料払込方法	月払い

問4

真理子さんは、中古マンションの購入後に地震保険を契約することを考えており、FPの杉野さんに相談をした。地震保険に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）地震保険の基本料率は、保険の対象となる建物または家財を収容する建物の構造と所在地によって決定される。
- （イ）地震保険料には、免震建築物割引や耐震等級割引などの割引制度があり、最大で30%の割引が受けられる。
- （ウ）地震保険の保険金が支払われる場合、損害の程度が「大半損」とされたとき、支払われる保険金の額は、地震保険金額の60%（時価の60%が限度）である。
- （エ）地震保険料控除の年間の控除限度額は、所得税では4万円、住民税では2万円である。

問5

FPが業務を行うに当たって、十分理解しておくべき法律の一つに保険業法がある。保険業法第300条で定める保険募集等に関する禁止事項について列挙し、また、平成28年5月施行の改正保険業法で、積極的な顧客対応を求めるために新たに創設された保険募集の基本的ルールとして定められた2つの義務について簡潔に説明し、合わせて300字程度で述べなさい。

問6

孝之さんの友人である吉野さんは、平成29年1月1日よりコンサルタントとして個人事業を開業した。吉野さんは、開業に当たって妻から事務所建物を賃借し、父からは事業資金を借りた。平成29年の事業期間に係る賃借料等の支払いおよび元利金の返済状況が下記<資料>のとおりである場合、吉野さんの平成29年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては事業所得の金額が最も少なくなるように計算し、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

項目		金額	負担した者
妻から賃借した事務所 建物に係る経費	固定資産税	12万円	妻
	減価償却費	40万円	—
	妻へ支払った賃借料	36万円	吉野さん
父から借りた借入金に 係る元利返済額	元金	10万円	吉野さん
	利息	3万円	吉野さん

- ・ 吉野さんは妻と生計を一にしているが、父とは生計を一にしていない。
- ・ 上記金額はすべて適正な金額である。

1. 52万円
2. 55万円
3. 88万円
4. 91万円

問7

孝之さんの平成29年分の給与収入等が下記<資料>のとおりであるとした場合、<資料>に基づいて計算される孝之さんの平成29年分の給与収入の手取り金額（社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、復興特別所得税および記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[孝之さんの平成29年分の給与収入の状況]	
平成29年分の給与収入	4,500,000円
平成29年分の給与収入から徴収された社会保険料	500,000円
[所得控除（上記の社会保険料の金額を含む）]	
・ 所得税に係る所得控除額	980,000円
・ 住民税に係る所得控除額	890,000円

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円 以下	65万円
162.5万円 超 180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超 360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超 660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超 1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超	220万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

1. 3,358,500円
2. 3,668,500円
3. 3,672,500円
4. 4,168,500円

問 8

真理子さんは、父が平成29年6月25日に死亡したことにより、下記<資料>の土地を相続した。この場合において、真理子さんの相続に係る相続税の計算上、この土地の路線価方式による自用としての相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例は考慮しないものとする。

<資料>

• 奥行価格補正率

奥行距離	補正率
8 m以上 10 m未満	0.97
14 m以上 16 m未満	1.00

• 二方路線影響加算率 0.02

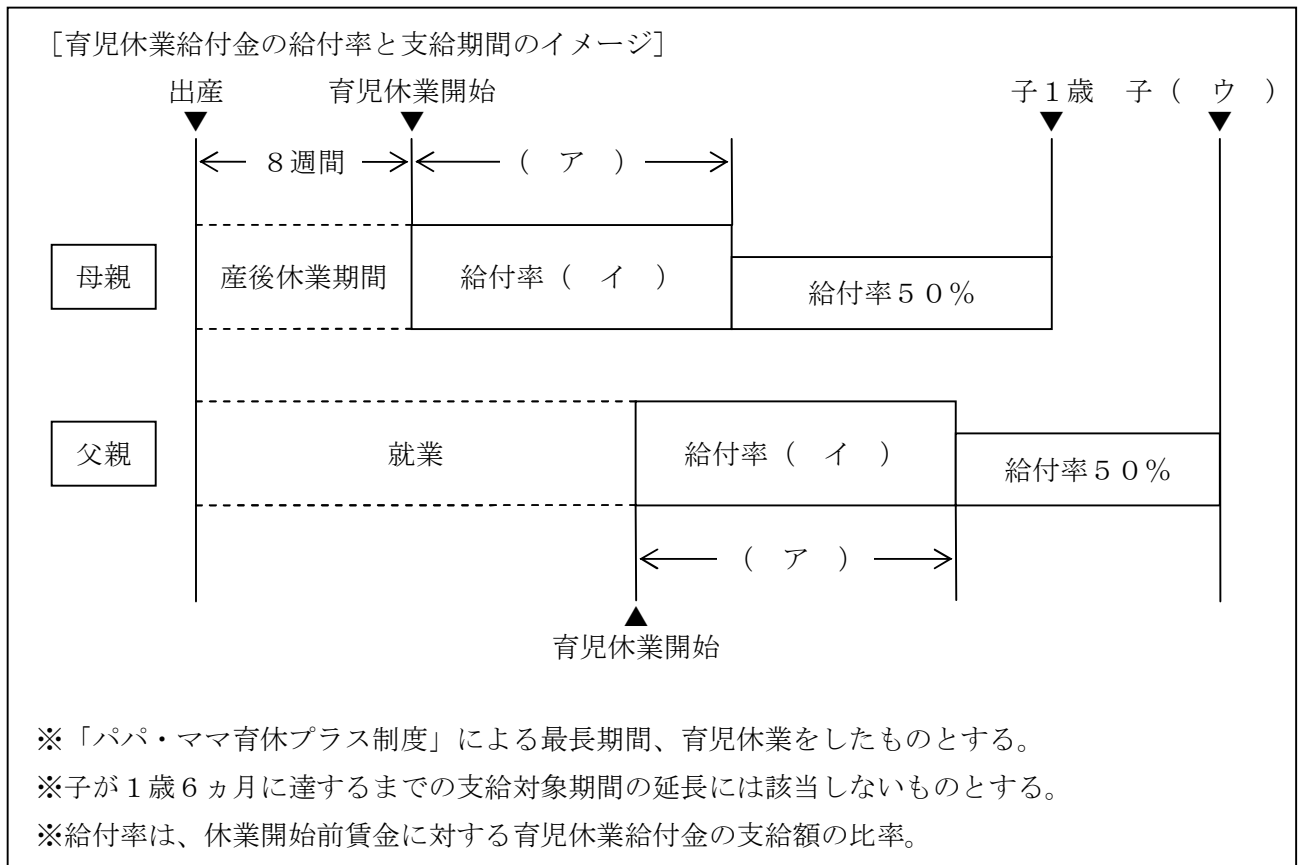
• 記載のない事項については、一切考慮しないものとする。

1. 14,200,800円
2. 14,208,000円
3. 14,400,000円
4. 14,640,000円

問9

真理子さんは産前産後休業に引き続き育児休業を取得する予定であり、孝之さんも育児休業を取得することを検討している。2人はその場合、雇用保険の育児休業給付金を受給するつもりであり、今のうちに制度をより理解したいと思い、FPの杉野さんにいくつか質問をした。杉野さんが説明のために提示した、下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<資料>



(出所) 厚生労働省のパンフレットに基づき作成

<語群>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 150日 | 2. 180日 | 3. 210日 |
| 4. 67% | 5. 75% | 6. 80% |
| 7. 1歳2ヵ月 | 8. 1歳3ヵ月 | 9. 1歳4ヵ月 |

問10

真理子さんは子どもが生まれることもあり、自分に万一のことがあった場合のことを心配している。子ども（1人）が生まれた後に真理子さんが死亡した場合に支給される公的年金の遺族給付に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、真理子さんは厚生年金加入中に死亡するものとし、死亡前の公的年金加入歴および遺族年金の額は下記＜資料＞のとおりであるものとする。また、真理子さん死亡後、孝之さんと子どもは生計を同じくするものとし、遺族給付に関する記載以外の支給要件はすべて満たされているものとする。

＜資料＞

[真理子さんの死亡前の公的年金加入歴]

20歳 平成16年8月	現在の会社に入社 平成19年4月	死亡 平成30年9月
国民年金第1号被保険者 学生納付特例32月		厚生年金被保険者期間 137月

[真理子さんの死亡による遺族年金の額]

＜遺族厚生年金＞

- ・ 年金額＝250,000円

＜遺族基礎年金＞

- ・ 年金額＝779,300円
- ・ 子の加算額：第1子および第2子 1人当たり224,300円
第3子以降 1人当たり 74,800円

- ・ 真理子さんが死亡した場合、遺族基礎年金を受給できる遺族とされるのは孝之さんと子どもであり、遺族厚生年金を受給できる遺族とされるのは（ア）である。
- ・ 支給される遺族年金の額は、孝之さんは（イ）、子どもは（ウ）である。

1. (ア) 孝之さんと子ども (イ) 1,003,600円 (ウ) 1,029,300円
2. (ア) 孝之さんと子ども (イ) 1,253,600円 (ウ) 250,000円
3. (ア) 子ども (イ) 1,253,600円 (ウ) 1,029,300円
4. (ア) 子ども (イ) 1,003,600円 (ウ) 250,000円

【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

宮本隆一さんは、年齢が50代半ばにさしかかったこともあり、これからの生活設計を具体的に考えたいと思い、FPで税理士でもある大場さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも平成29年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
宮本 隆一	本人	昭和38年5月11日	54歳	公務員
由美	妻	昭和40年6月18日	52歳	公務員
大輝	長男	平成 5年7月 4日	24歳	会社員・同居
博史	二男	平成 8年8月22日	21歳	大学生・同居
秋江	母	昭和16年4月 8日	76歳	無職・別居

[宮本家の状況]

- ・ 隆一さんは、大学卒業後、公務員となり、今日に至る。
- ・ 由美さんは、大学卒業後、公務員となり、その後、隆一さんと結婚して、現在も公務員として勤務している。
- ・ 秋江さんは、夫の数馬さんが平成24年に死亡した後、相続した自宅（土地・建物は秋江さん名義）で、一人暮らしをしている。
- ・ 由美さんの両親は、同じ市内に住んでいる。

[宮本家の年収（平成28年分）]

- ・ 隆一さん：給与収入 800万円（税込み）
- ・ 由美さん：給与収入 800万円（税込み）

[住宅および住宅ローンの状況]

- ・ 住宅：持ち家（一戸建て）、時価3,500万円（土地・建物）
- ・ 住宅ローン：残債1,350万円（債務者は隆一さん、団体信用生命保険付き）

[その他の負債の状況]

- ・ なし

[生命保険の加入状況]

保険種類	契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人
定期保険特約付終身保険	隆一さん	隆一さん	由美さん
定期保険特約付終身保険	由美さん	由美さん	隆一さん

[損害保険の加入状況]

- ・ 住宅総合保険（従来型）

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計 1,500万円（時価）

名義	商品種類	残高
隆一さん	普通預金	150万円
	定期預金	400万円
	国内公募追加型株式投資信託	250万円
由美さん	普通預金	280万円
	定期預金	420万円

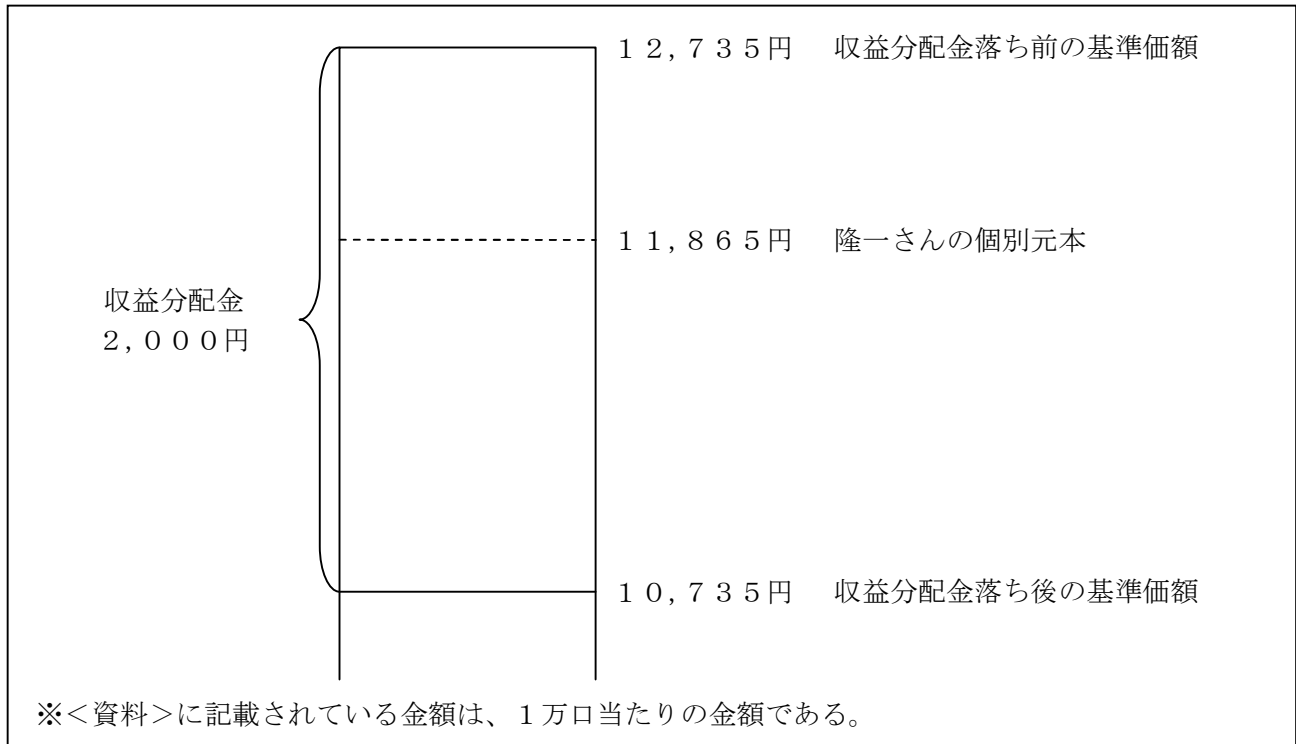
[退職金制度]

- ・ 隆一さんおよび由美さんには、公務員としての退職一時金制度がある。

問 1 1

隆一さんが特定口座（源泉徴収選択口座）で保有する国内公募追加型株式投資信託（保有口数：196万口）が平成29年9月中に決算（年1回）を迎え、収益分配金が支払われることになった。決算日の基準価額等が下記＜資料＞のとおりである場合、隆一さんが受け取る税引後の分配金の金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、復興特別所得税については考慮しないものとし、税額の計算過程で端数が生じた場合は円未満を切り捨てること。

＜資料＞



1. 392,000円
2. 357,896円
3. 347,704円
4. 313,600円

問 1 2

隆一さんは、平成29年1月から、個人型確定拠出年金（i D e C o）の加入範囲が拡大され、公務員も加入することができるようになったと聞き、FPの大場さんに相談をした。個人型確定拠出年金（i D e C o）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）支払った掛金は、全額が社会保険料控除として所得控除の対象となり、所得税および住民税が軽減される。
- （イ）老齢給付金は原則60歳から受給できるが、60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合は、通算加入者等期間の長さに応じて、受給開始可能年齢が61歳から65歳の範囲で定められている。
- （ウ）加入者が死亡した場合は遺族に死亡一時金が支給され、この死亡一時金はみなし相続財産として相続税の課税対象となる。
- （エ）老齢給付金を一時金として受け取る場合であっても、退職所得控除の適用はない。

問 13

隆一さん夫妻は、退職後に備えて一定金額を積み立て、将来の生活資金として取り崩したいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、平成30年4月1日からの5年間において毎年3月末に積み立てるべき一定金額の必要最低額として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、下記<係数表>を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<条件>

- ・ 隆一さん夫妻の定期預金のうち500万円（平成30年3月末時点）を、平成30年4月1日からの5年間、毎年3月末に積み立てる一定金額とともに、年利1.0%で複利運用する。
- ・ 平成30年4月1日からの5年間、毎年3月末に一定金額を積み立て、年利1.0%で複利運用する。
- ・ 平成35年4月1日（平成30年4月1日から5年経過後）からの15年間、年利2.0%で複利運用しながら毎年3月末に60万円を取り崩す。
- ・ 平成35年4月1日（平成30年4月1日から5年経過後）からの3年間、年利2.0%で複利運用し、平成38年3月末に自宅リフォーム資金として600万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	2.0%
3年	1.03030	1.06121
5年	1.05101	1.10408
15年	1.16097	1.34587

[減債基金係数]

期間	1.0%	2.0%
3年	0.33002	0.32675
5年	0.19604	0.19216
15年	0.06212	0.05783

[現価係数]

期間	1.0%	2.0%
3年	0.97059	0.94232
5年	0.95147	0.90573
15年	0.86135	0.74301

[年金現価係数]

期間	1.0%	2.0%
3年	2.94099	2.88388
5年	4.85343	4.71346
15年	13.86505	12.84926

[年金終価係数]

期間	1.0%	2.0%
3年	3.03010	3.06040
5年	5.10101	5.20404
15年	16.09690	17.29342

[資本回収係数]

期間	1.0%	2.0%
3年	0.34002	0.34675
5年	0.20604	0.21216
15年	0.07212	0.07783

1. 168万円
2. 166万円
3. 164万円
4. 159万円

問 1 4

隆一さんは生命保険の税金について関心があり、FPの大場さんに質問をした。大場さんが行った下記<資料>の説明の空欄(ア)～(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料(抜粋)>

- ・ 生命保険に加入し保険料を支払った場合は、所得税の生命保険料控除を受けることができます。所得税の生命保険料控除は平成24年1月1日以降の契約を対象とする制度(以下、「新制度」とします)と、平成23年12月31日以前の契約を対象とする制度(以下、「旧制度」とします)に分けられます。
「新制度」は、
 - ① 一般生命保険料控除
 - ② (ア) 保険料控除
 - ③ 個人年金保険料控除の3つに区分され、この①、②、③の控除を合計した所得税の適用限度額は、(イ)です。
- ・ 死亡保険金を受け取って相続税がかかる場合、死亡保険金受取人が相続人のときは「死亡保険金の非課税金額」の適用があります。この金額は「500万円×法定相続人の人数」ですが、相続人のなかに相続放棄をした人がいる場合、その放棄をした人を法定相続人の人数に(ウ)。
- ・ 生命保険契約に基づく給付金(保険金)は、不慮の事故による傷害や疾病に起因して支払われるものは所得税が非課税となります。例えば、手術給付金や障害給付金は非課税です。同様に(エ)も非課税となります。

<語群>

- | | | |
|------------|----------------|-------------------|
| 1. 入院医療 | 2. 介護医療 | 3. 疾病医療 |
| 4. 4万円 | 5. 8万円 | 6. 12万円 |
| 7. 含めません | 8. 含めます | |
| 9. 学資保険の祝金 | 10. 養老保険の満期保険金 | 11. リビング・ニーズ特約保険金 |

問 15

隆一さんの職場の上司の河本さんが自己都合退職し、退職一時金が支給される見込みである。河本さんの退職一時金と勤続年数が下記<資料>のとおりである場合、河本さんの退職一時金の税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）を計算しなさい。なお、所得控除および復興特別所得税は考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

河本さんの退職一時金：2,230万円	勤続年数：35年2ヵ月（休職期間はない）
--------------------	----------------------

※障害者になったことに基因する退職ではない。

※河本さんは、「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を適正に提出している。

※過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

※住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

問 16

秋江さんは、夫の数馬さんが平成19年に購入した骨董品を、平成24年の数馬さんの相続（単純承認）により取得した。秋江さんがこの骨董品を譲渡したときの平成29年分の収入等が下記＜資料＞のとおりである場合、秋江さんの平成29年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、復興特別所得税および記載のない事項については考慮しないものとする。

＜資料＞

項目	金額	備考
遺族厚生年金	70万円	
老齢基礎年金・老齢厚生年金	100万円	
骨董品の譲渡価額	300万円	数馬さんが50万円で購入したものである。なお、譲渡費用は発生していない。
所得控除額	80万円	

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

1. 10,000円
2. 22,500円
3. 35,000円
4. 60,000円

問 17

隆一さんは、相続した空き家を譲渡した場合の3,000万円の特別控除（以下「3,000万円特別控除」という）があることを聞き、FPの大場さんに相談をした。仮に平成29年中に秋江さんの相続が開始して、秋江さんの自宅を相続後に売却する場合における次の（ア）～（エ）の記述について、隆一さんの譲渡所得の金額の計算上、3,000万円特別控除の適用対象となるものには○、適用対象とならないものには×を解答欄に記入しなさい。なお、問われている論点以外はすべて手続き、要件および法令に適合しているものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

- ・ 秋江さんは、現在、自宅に一人暮らしをしている。
- ・ 秋江さんの相続開始後、秋江さんの自宅は空き家となる。
- ・ 秋江さんの自宅は、隆一さんまたは隆一さんの弟が相続する予定である。

- （ア） 隆一さんが土地と空き家となった家屋を相続により取得し、相続開始の日から1年経過する日の属する年に未利用状態のままであった家屋を取り壊し、同年中に未利用状態のまま敷地であった土地を売却する場合
- （イ） 隆一さんが土地、隆一さんの弟が空き家となった家屋を相続により取得し、相続開始の日から1年経過する日の属する年中に未利用状態のままであった家屋と敷地である土地を同時に売却する場合
- （ウ） 隆一さんが土地と空き家となった家屋を相続により取得し、相続開始の日の属する年中に家屋を一時的に賃貸し、その翌年において再び未利用状態となった家屋と敷地である土地を売却する場合
- （エ） 隆一さんが土地と空き家となった家屋を相続により取得し、相続開始の日の属する年中に未利用状態のままであった家屋を取り壊して敷地であった土地を一時的に賃貸し、その翌年に敷地であった土地を未利用状態にして売却する場合

問 18

由美さんの叔父（以下「被相続人」という）は、平成29年7月10日に死亡した。被相続人の相続人等関係図、相続人等が被相続人から生前に贈与を受けた財産に関する事項は下記＜資料＞のとおりである。被相続人の相続税の課税価格の計算上、各相続人等の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。なお、相続時精算課税制度を選択している者はおらず、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

[相続人等関係図]

※妻と長男は、被相続人の相続により財産を取得している。
 ※二男は、被相続人の相続について相続の放棄をし、遺贈または死因贈与により財産を取得せず、遺贈によって取得したとみなされる財産も取得していない。

[被相続人から生前に贈与を受けた財産に関する事項]

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続時の相続税評価額	備考
平成26年 5月	長男	現金	100万円	100万円	—
平成27年 8月	妻	居住用土地・建物	2,100万円	2,000万円	(注)
平成28年10月	妻	上場株式	300万円	500万円	—
平成29年 2月	二男	現金	1,000万円	1,000万円	—

(注) 妻は贈与税の配偶者控除の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けている。

1. 400万円
2. 500万円
3. 1,400万円
4. 2,500万円

問 19

公務員の年金制度は、平成27年10月の被用者年金一元化によって厚生年金に統合された。隆一さんと由美さんには老後、一元化後の厚生年金被保険者期間および厚生年金被保険者期間とみなされる一元化前の共済組合員期間に基づく老齢厚生年金が支給される。隆一さんと由美さんの老齢厚生年金とその配偶者加給年金額を示した図（イメージ図）として、正しいものはどれか。なお、隆一さんと由美さんの被保険者期間の月数、および特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は下記<資料>のとおりであるものとする。また、記載以外の老齢厚生年金の支給要件および配偶者加給年金額の加算要件はすべて満たされているものとする。

<資料>

[隆一さんと由美さんの60歳前の厚生年金被保険者期間の月数]

	厚生年金被保険者期間の月数 (一元化前の共済組合員期間の月数を含む)
隆一さん	445月
由美さん	446月

※他に公的年金に係る被保険者期間はないものとする。

[特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢]

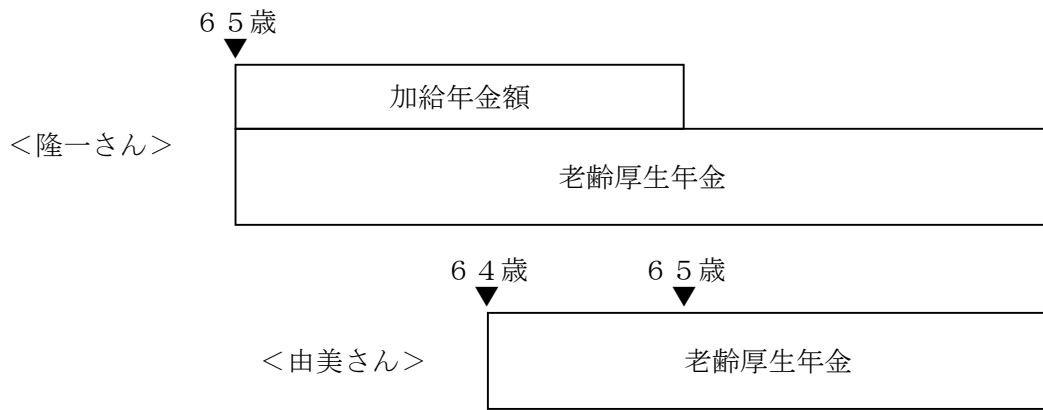
<男性または第2号～第4号厚生年金被保険者期間に基づく女性の老齢厚生年金>

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

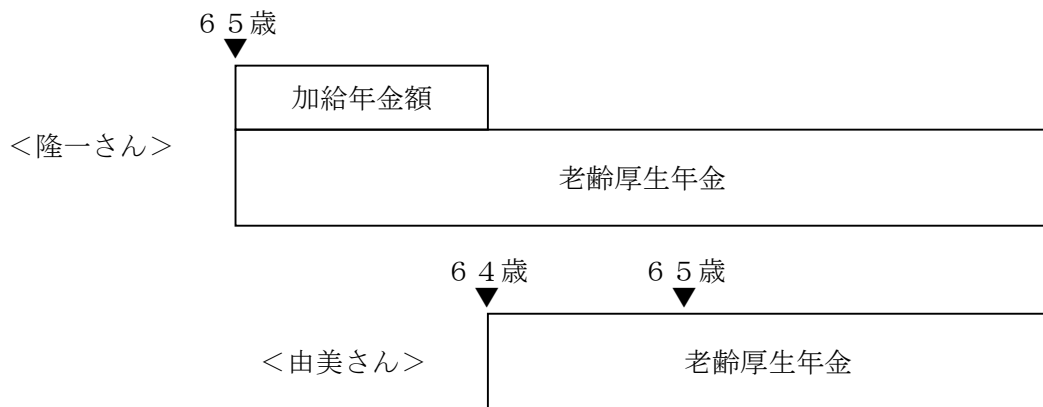
<第1号厚生年金被保険者期間に基づく女性の老齢厚生年金>

生年月日	支給開始年齢
昭和33年4月1日以前	60歳
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳

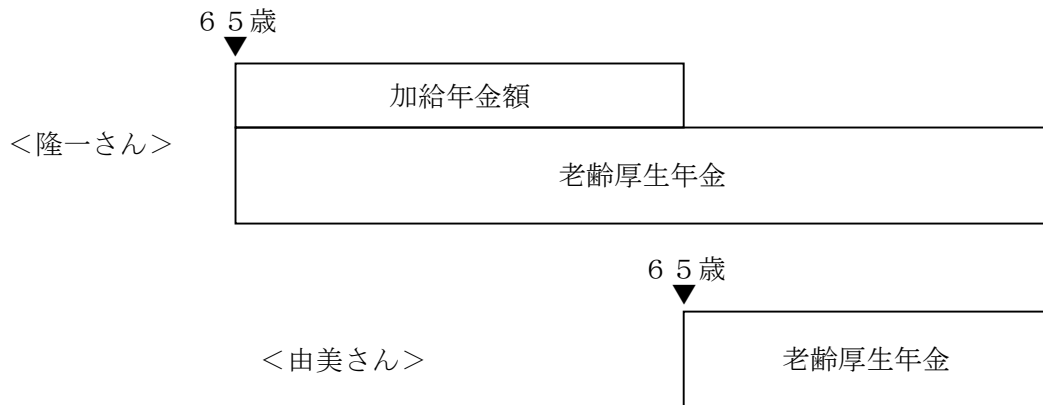
1.



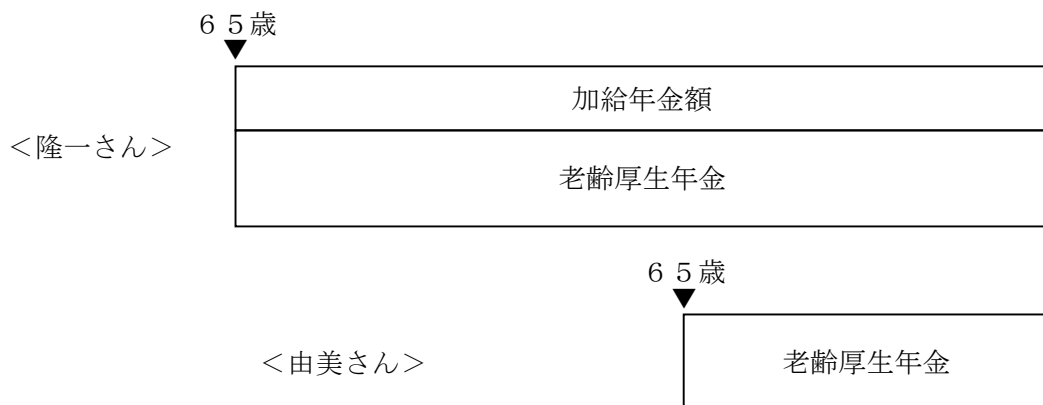
2.



3.



4.



問20

隆一さんの母親と由美さんの両親が介護保険法による介護サービスを受けた場合、下記<資料>に基づく利用者負担割合の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、利用者負担の上限については考慮しないものとする。

<資料>

[年齢、収入等]

	氏名	独居 同居	年齢	前年の公的年金 (老齢年金) 収入
隆一さんの母親	宮本秋江	独居	76歳	100万円
由美さんの父親	小山信三	同居	74歳	290万円
由美さんの母親	小山昭子		72歳	60万円

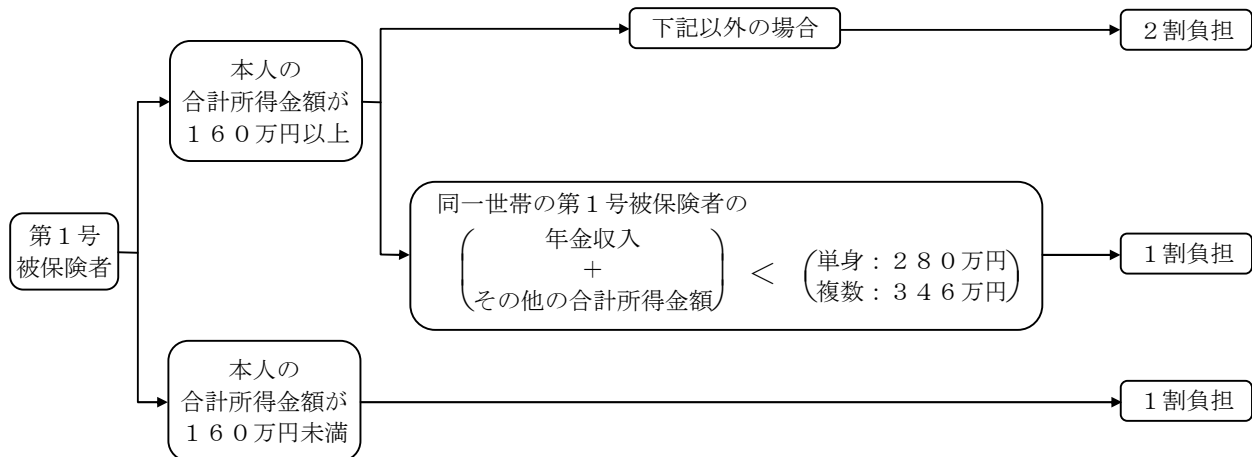
※秋江さんは老齢年金の他に遺族厚生年金70万円を受給している。

※信三さんと昭子さんに表記以外の収入はない。

※公的年金等控除額は120万円である。

※3人ともY市において、秋江さんは独居、小山さん夫婦は同居(同一世帯)している。

[介護サービス費用の利用者負担割合]



※合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費などを控除した後の金額の合計額で、基礎控除や人的控除などの所得控除をする前の金額である。

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得の金額を除いた金額である。

※単身とは同一世帯に第1号被保険者が1人のみの場合をいい、複数とは同一世帯に第1号被保険者が2人以上の場合をいう。

1. 秋江さん1割 信三さん1割 昭子さん2割
2. 秋江さん1割 信三さん2割 昭子さん1割
3. 秋江さん2割 信三さん2割 昭子さん2割
4. 秋江さん2割 信三さん1割 昭子さん1割